

健保からのお知らせ

平成27年度被扶養者調査のお願い

健保の「被扶養者調査」は、被扶養者の条件を継続して満たしていることを再確認する調査です。(健康保険法施行規則第50条)

お手を煩わせませんが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

被扶養者調査の概要

実施時期：6～7月

*対象者：18歳以上の被扶養者全員(平成27年4月1日時点)
平成27年4月1日以降に認定された方は対象外です。

*必要な手続き：

- ①就職・結婚⇒「被扶養者異動届(減)」に「保険証」を添付し提出。
- ②大学・専門学校生⇒「学生証の写し」または「在学証明書の写し」を提出。
- ③アルバイト・パート収入あり⇒直近の「給与明細3ヵ月分の写し」または「給与証明書の写し」の提出。
- ④専業主婦・無職⇒平成27年度の所得証明書(市区町村の役所で6月以降に発行してもらえます。発行手数料はご負担をお願いします。)を提出。
- ⑤年金受給者(非課税扱いである障害・遺族年金も含まれます)
⇒平成27年度「年金振込通知書の写し」を提出。



- ★被扶養者として認められる収入は、年収の見込みが原則130万円未満(税法上の103万円とは異なります)の方であって、なおかつ月収が108,300円未満(扶養1人目)の場合です。
- ★収入が労働条件(出勤日数が増える・賃金が上がるなど)の変更により認定基準を超える場合は、収入が超えた月より扶養削除の手続きが必要です。
- ★給与収入とは、交通費などを含む総支給額です。
- ★調査対象月の平均収入がたまたま認定基準を超える場合は、勤務先発行の「平成27年給与支払証明書(交通費等含む総支給額)」もしくは、「平成27年分源泉徴収票+非課税交通費」の総額を後日提出ください。
- ★別居の方は、「3ヵ月分以上の仕送り証明書の写し」(送金明細など)が原則必要です。[妻・子(学生、予備校生のみ)は不要。]
- ★添付書類は全て写しで結構です。原本を添付される方はご返却できかねる場合がございます。

〈平成26年度被扶養者調査の結果〉

| 削除理由 | 削除人数 |
|-----------|------------|
| 就職 | 95 |
| 収入増 | 60 |
| 結婚・離婚 | 10 |
| その他 | 11 |
| 合計 | 176 |



扶養削除が必要な方が届出を忘れると、高齢者の医療費を支えるための国への納付金に直結し、**みなさまの保険料の負担増**につながります。

春は異動の多い時期です。ご家族の方で就職・収入増・結婚などにより被扶養者の条件に合わなくなった場合、**5日以内に会社経由で「被扶養者異動届(減)」と「保険証」を提出ください。**

表紙格言の著者紹介

ジャン=ジャック・ルソー
(1712~1778)

ジュネーブ共和国に生まれ主にフランスで活躍した哲学者、政治哲学者。
一般的には政治哲学や社会思想の側面から語られることが多いが、哲学や倫理学、人間学、自然科学など幅広い関心を持ち、多方面で独自の思想を残している。